

陸上自衛隊岩見沢駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道岩見沢市	日の出台四丁目三百十三
対象防衛関係施設の区域	北海道岩見沢市	日の出台四丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道岩見沢市	四条東十七丁目及び十八丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、五条東十六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、十七丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び十八丁目、栄町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、五丁目、六丁目、七丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び八丁目（次の図面に示す部分に限る。）、日の出北四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、日の出南三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、日の出台一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目、三丁目、四丁目から六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、七丁目、八丁目、九丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び十丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに宝水町（次の図面に示す部分に限る。）
備考		
<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

陸上自衛隊岩見沢駐屯地周辺地域

(北海道岩見沢市日の出台4丁目313)



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域

対象施設周辺地域